

資金運用に関する参加者の募集について

一般社団法人低炭素投資促進機構(以下「機構」という。)は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。)第五十五条に基づく費用負担調整機関として経済産業大臣の指定を受け、費用負担調整業務を実施しております。

機構は費用負担調整機関の預金による資金運用を行っており、当該資金運用を行う入札への参加を希望する金融機関を以下の通りを募集いたします。

1. 参加資格

(1) 再生可能エネルギー特別措置法第60条第2号の規定に基づく費用負担調整機関が預金することができる金融機関であること、かつ、金融商品取引法に基づく信用格付登録業者のうち、2社以上の格付機関から「A」格以上の格付(長期格付に限る。)を得ていること。

- ①銀行
- ②長期信用銀行
- ③全国を地区とする信用金庫連合会
- ④労働金庫連合会
- ⑤農林中央金庫
- ⑥株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

(2) 東京都区内に営業拠点を有すること。

(3) なお、次の事項に該当する者は、資金運用入札参加者と登録できない又は登録後抹消となることがあります。

- ①資金運用に関する参加提出書類に虚偽の事実を記載した者
- ②格付機関による格付けが一定水準以下である等、経営の状況又は信用度が悪化している者
- ③監督当局から業務停止処分等の行政処分を受けている者
- ④そのた①～③と同等の特段の事情を有すると認められる者

2. 提出書類

(1) 「資金運用に関する参加届」(様式1)

(2) その他、機構が求める資料(詳細は上記の「資金運用に関する参加届」を提出いただいた後にお知らせいたします。)

3. 提出書類の提出先

下記4.の提出期限までに、機構に電話で連絡の上、下記宛てに上記2.(1)の提出書類を持参または郵送して下さい(以後の手続の詳細は「資金運用に関する参加届」を提出いただいた後にお知らせいたします。)

一般社団法人 低炭素投資促進機構 財務経理部

(住所)〒103-0023

東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル6階

(電話)03-6264-8516

(FAX)03-6264-8017

4. 提出期限

令和2年3月16日(月)午後5時まで

以上

(様式1)

令和 年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構 行

(金融機関等名)

(代表者名又は融資担当責任者名)

⑩

資金運用に関する参加届

担当部署名	
担当者	①(役職名) (氏 名)
	②(役職名) (氏 名)
連絡先所在地	〒
同 電話番号	
同 FAX番号	
同 Eメールアドレス	